

## 患者様へのご案内（厚生労働大臣の定める掲示事項）

◆当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

### □ 明細書発行体制加算

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない場合は、受付へお申し出下さい。

### □ コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

当院は「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、届出を行っています。

#### ・診療料及び外来診療料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院を初めて受診した方は初診料288点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は外来診療料74点を算定いたします。

#### ・コンタクトレンズ検査料

コンタクトレンズの装用を目的に眼科的検査を行った場合は、200点を算定いたします。

### □ 医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナンバーカードを保険証として利用ができます。

診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他の必要な情報等）を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

### □ 一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、一般名で処方した場合は、一般名処方加算が処方箋の交付1回につきそれぞれ算定されます。

一般名処方加算1 10点（後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般処方されている場合）

一般名処方加算2 8点（後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般処方された場合）

※一般名処方とは・・・お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

□ バイオ後続品使用体制について

当院では、厚生労働省の方針に伴いバイオ後続品を採用しております。バイオ後続品を使用することによって、患者様の薬にかかる経済的負担が軽くなります。当院ではバイオ後続品を使用することがありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、主治医にお尋ねください。

医)天悠会 大街道もり眼科医院 管理者：森 悠大